

# 公の施設のあり方検討に関する方針

益 城 町

平成 2 9 年 1 2 月

(平成 2 9 年 1 2 月 4 日 益城町行政改革推進本部承認)

(平成 2 9 年 1 2 月 4 日 町長決裁)

## 1 はじめに

本町では、「集中改革プラン」や「益城町行政改革大綱」に基づき、現在まで「行財政改革」の推進に努めてきました。そのようななか、今後は多くの公共施設で老朽化が進み、修繕や更新に係る費用が増大することが予想されます。その一方で、人口減少や少子化と高齢化が同時に進行する社会情勢において、厳しい財政状況の中であっても、住民ニーズの変化に対応するため、今後の公の施設のあり方を見直していく必要性が生じています。

加えて、平成28年熊本地震により、本町は壊滅的な被害を受け、本町が管理する公共施設のほとんどが大破などの被害を受けました。今後は、施設の必要性等を踏まえた公共施設の復旧を行う必要があります。

公の施設のあり方の検討は、総合計画及び町行政改革大綱に基づき行うもので、本方針は、公の施設のあり方を検討するにあたって、基本的な方針を示すものとして策定するものです。

## 2 公の施設とは

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設です。

○地方自治法

(公の施設) 抜粋

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3 (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止) 抜粋

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

### ★公の施設の具体的要件★

1) 住民の「利用」に供するための施設であること。

2) 「当該地方公共団体の住民」の利用に供するための施設であること。

\*国民の利用に供する施設であっても、当該地方公共団体の住民の利用に全く供しないものは「公の施設」ではない。

3) 「住民の福祉を増進する目的」をもって、住民の利用に供するための施設であること。

- \*福祉の増進に結びつく施設であること。
- 4) 地方公共団体が設ける「施設」であること。
  - \*国や地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。
- 5) 「施設」であること。
  - \*物的施設であること。

### **3 基本方針**

社会経済情勢の変化に伴い、住民のニーズが多様化する中で質の高いサービスを提供するとともに、今後も厳しい財政状況が予想されるなか、効果的・効率的な行政運営を図ることを基本に検討することとします。

### **4 検討組織**

「益城町公の施設のあり方検討委員会」において、今後の公の施設の方向性について検討します。

### **5 対象施設**

この方針で対象とする公の施設は、町が設置している全ての施設とします。

### **6 公の施設のあり方検討の基本的な視点**

公の施設のあり方検討の実施にあたっては、以下の点に留意し検討することとします。

#### **(1) 施設の設置目的等の検証**

町が設置する公の施設について、その設置目的と住民のニーズや民間施設との競合等の観点から、施設の設置目的やあり方等を検証します。

#### **(2) 公共施設の整備方針等の検討**

公共施設の整備等にあたっては、施設の機能、複合化、維持管理等について、財政面や効率的・効果的な視点を含め検討します。

#### **(3) 効果的な管理運営主体の検討**

施設サービスの提供及び施設の管理運営にあたっては、住民サービスの向上と効果的な施設運営の観点から、管理運営主体の見直しを行います。

**平成28年熊本地震により被災した公の施設  
の建築及び建築に係る複合化並びに管理運営  
方法の検討に関する補足方針及び検討委員会  
スケジュール**

**益 城 町**

**平成29年12月**

(平成29年12月4日益城町行政改革推進本部承認)

(平成29年12月4日町長決裁)

## 1 はじめに

本町では、平成26年策定の「第4次益城町行政改革大綱 ―ましきアクションプラン―」に基づき、スポーツ・文化施設等の指定管理者制度の導入や住民窓口の利便性の向上検討など「選択と集中による効率的・効果的な行財政運営」の推進に努めてきました。

そのようななか、平成28年4月14日と16日の二度の震度7の地震により、本町は壊滅的な被害を受け、また本町が管理する公共施設のほとんどが大破などの被害を受けました。

現在、本町においては、平成28年12月に策定した「益城町復興計画」に基づき、住民生活の再建と安定、災害に強いまちづくりの推進、産業・経済の再生に邁進しているところです。

また、本町が管理する公共施設においても、震災の教訓を活かした災害に強い施設への再生を図っています。

今後整備される公共施設については、公の施設のあり方検討に関する方針及び平成28年3月に策定された「公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整備されることとなります。

本方針は、平成28年熊本地震で被災した建築系公共施設のうち、今後の方針等が決定していない施設の建築及び管理運営にあたって、公の施設のあり方検討に関する方針を補足する、基本的な方向性を示すものとして策定するものです。

## 2 対象施設

この方針で対象とする公の施設は、現在平成28年熊本地震で被災した公共施設の中で、方向性が未定となっている男女共同参画センター、益城町公民館、地域ふれあい交流館の3施設とします。

なお、平成28年熊本地震により、11の施設において大規模改修や新規施設建築の必要性が生じていますが、その中の8施設については、再建や廃止の決定が既になされており、

(参考)

### 方向性が決定している被災公共施設

施設名	方針	備考
役場庁舎	建替え	「益城町新庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、平成34年新庁舎完成に向け平成30年1月に旧庁舎解体予定
議会議事堂	建替え	「益城町新庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、平成30年度中に解体予定。再建の有無については新庁舎建設検討委員会で検討中
第五保育所	移転新築	平成29年度内に解体予定。平成30年2月より移転新築工事。同年10月に竣工予定
益城中学校	建替え	平成32年3月復旧予定とし、仮設校舎を整備
給食センター	移転新築	平成30年度中に移転建替え整備中
四賢婦人記念館	移転新築	平成30年3月に潮井水源公園内へ新築、旧建物については解体予定
町民体育館	解体のみ (廃止)	復旧の予定はなく解体予定
総合体育館	建替え	平成29年度内に解体開始。平成30年3月より新築工事着工、平成31年3月に竣工予定

### 3 公の施設の建築及び建築の複合化並びに管理運営方法に係る検討の基本的な視点

被災した公の施設の建築及び建築の複合化に係る検討の実施にあたっては、以下の点に留意し検討することとします。

#### (1) 施設の設置目的等の検証

町が設置する公の施設については原形復旧を原則としつつ、その設置目的と住民のニーズや民間施設との競合等の観点から、施設の設置目的やあり方等を検証します。

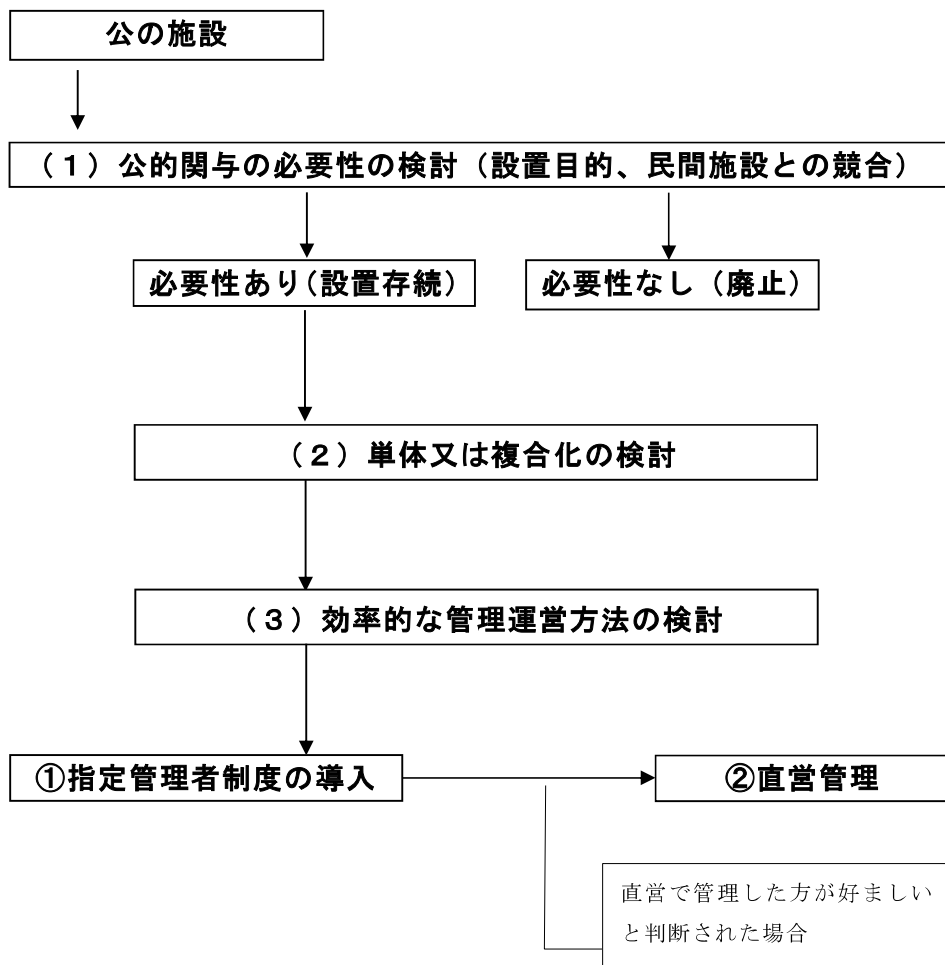
#### (2) 公共施設等総合管理計画に則った維持管理の推進

公共施設等総合管理計画第4章公共施設等の管理に関する基本方針において、「2 全体目標」に示されているとおり、建築系公共施設については、機能性の向上及び施設更新（建替え）の場合の複合化の検討、並びに施設総量（総床面積）及び、運営コストの縮減を図ります。

#### (3) 効果的な管理運営主体の検討

施設サービスの提供及び施設の管理運営にあたっては、住民サービスの向上と効果的な施設運営の観点から、管理運営主体の見直しを行います。

### 4 公の施設の建築に係る複合化及び管理運営方法の検討方針に関するフロー



### (1) 公的関与の必要性の検討

町が引き続きサービスを提供する必要がある施設かどうかについて、次の視点から検討します。

#### 【見直しの視点】

- |                                 |   |               |
|---------------------------------|---|---------------|
| ●社会情勢の変化等により公の施設として設置目的等が薄れている。 | } | 必要性なし         |
| ●民間の施設と競合している。                  |   |               |
| ●個別法の規定により民間では管理できない。           |   | 必要性あり ⇒ (2) へ |
| ●公の果たす役割が強く求められている。             |   | 必要性あり ⇒ (2) へ |

### (2) 単体又は複合化の検討

上記の検討において、公的関与の必要性があると判断した施設に関しては、その設置方法について、個別に建築した場合と複合化し建築した場合双方の住民利便性、経済・財政効果等を試算し、比較検討します。

### (3) 効率的な管理運営方法の検討

新規に建築する公の施設については、その設置目的を効率的・効果的に達成できる運営管理の形態などを検討します。

#### ① 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任（代行）して行わせる制度で、民間事業者等のノウハウ等の活用により、住民サービスの向上、効率的な施設運営が図られることが期待されます。

指定管理者制度導入施設の選定については、次の視点から検討します。

#### 【指定管理者制度導入の視点】

- 民間事業者等に委任（代行）することにより、設置目的が効果的に達成できる
- 民間事業者等によるノウハウ等の活用により、業務の効率性の向上、サービスの向上が図られる
- 運営管理経費の削減が図られる

#### ② 直営管理

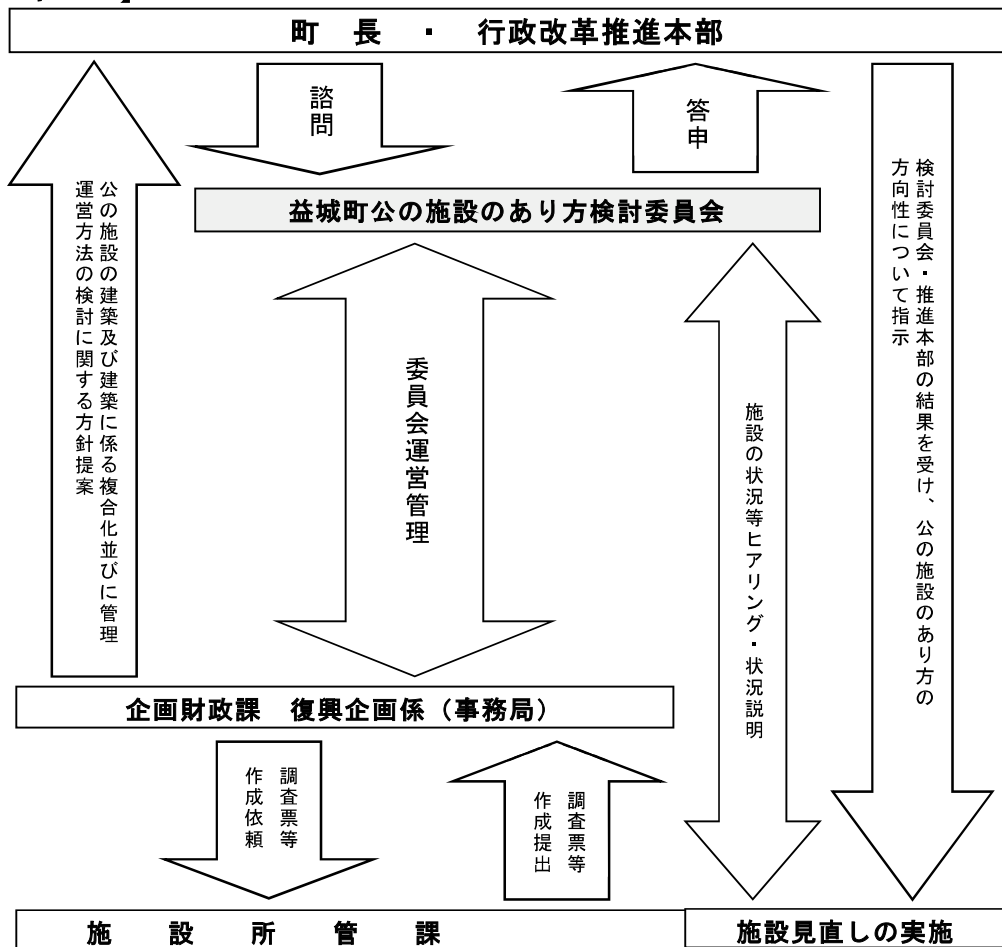
施設の設置目的から、町が直接サービスの提供を行うべき施設や指定管理者制度等のメリットが活かせないと判断される施設については直営管理とします。

ただし、本施設については、安易に従前のおりの管理運営を行うのではなく行政評価システムを活用するとともに、管理方法についても業務の一部委託や包括委託等、社会情勢や住民ニーズの変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

## 5 検討の具体的な手順

順番	業 務 内 容	担当部署
1	行政改革推進本部会議において「公の施設の建築及び建築に係る複合化並びに管理運営方法の検討に関する方針」を決定（12/4：行政改革本部会議開催、12/：町長決裁）	行政改革推進本部 復興企画係
2	公の施設の調査をするための様式（公の施設の管理運営に関する評価シート）を作成し、施設所管課へ作成を依頼	復興企画係
3	公の施設の所管課において、「公の施設の建築及び建築に係る複合化並びに管理運営方法の検討に関する方針」に基づき、施設ごとに現在の管理運営状況や被災状況、今後の管理運営方針等を踏まえ、評価シートを作成し事務局へ提出	施設所管課
4	町長の諮問を受け、提出された調査票・評価表を基に、「益城町公の施設のあり方検討委員会」において各施設の方向性について検討する。検討終了後、町長へ答申を行う。	検討委員会 復興企画係
5	行政改革推進本部会議において、検討委員会から提出された答申を検討し、公の施設のあり方の方向性・方針を決定する。	行政改革推進本部 復興企画係
6	施設所管課は、決定された公の施設のあり方の方向性に基づき、施設の建築及び管理運営を行う。	施設所管課

### 【スキーム】

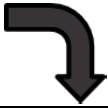




## 6 公の施設管理運営形態の主な概要

管理運営形態		概 要
公有公営（直営）		
	業務委託	行政が所有・管理運営する施設等について、管理運営を構成する一部の業務（清掃、警備等）を民間主体に委託する形態。
公有民営		行政が施設等を引き続き所有し、その管理運営を民間主体に委ねるもの。
	指定管理者制度	行政の所有する「公の施設」の管理運営を、指定管理者として指定した民間主体に委ねる形態。
	貸付	行政の所有する施設等を民間主体に貸し付け、当該施設等を活用した事業運営（管理運営）を民間主体に委ねる形態。
民有公営		施設等の所有を民間主体に移転し、その管理運営は引き続き行政が担うもの。
	セール&リースバック	行政が所有し実際に利活用している施設等を一旦民間主体に売却し、所有権を移転すると同時に当該施設等を借り戻し、従来どおり行政が管理運営を担う形態。
民有民営		施設等の所有・管理運営ともに民間主体に委ねるもの。
	民営化	行政の所有する施設等を民間主体に譲渡し、それに伴い事業運営も民間主体に移転するもの。

## 7 益城町公の施設のあり方検討委員会スケジュール

検討委員会等	開催時期等 (予定)	全 体	公的関与の必要性・ 単体又は複合化の検討	効率的な管理運営方 法の検討
第1回 検討委員会	1月26日(金) 13時30分～	町長から諮問 委嘱状交付 公の施設のあり 方検討に関する 方針の説明 等	施設概要の説明 現地視察 3 施設複合化の検討	
第2回 検討委員会	2月 日( )		3 施設複合化の検討	
第3回 検討委員会	3月 日( )		答申案の検討	
町長へ答申	3月		町長へ答申	
行政改革推進 本部	答申後 開催		答申を受け、方向性を 決定 関係課へ指示	
第4回 検討委員会	効率的な管理運営方法の検討に係るスケジュールについては、単体又は複合化に 関する答申後、改めて検討			
第 回 検討委員会				答申案の検討
町長へ答申				町長へ答申
行政改革推進 本部	答申後 開催			答申を受け、方向性 を決定 関係課へ指示

○益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例

平成24年3月16日条例第11号

改正

平成26年6月25日条例第10号

益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに町民及び民間団体による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため男女共同参画センターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 益城町男女共同参画センター
- (2) 位置 益城町大字宮園720番地2

(事業)

**第3条** 益城町男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する講座、講演会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の相談に関すること。
- (4) 町民及び民間団体の活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画センター施設利用等に関すること。
- (6) その他、町長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

**第4条** 男女共同参画センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住し、又は通勤する者若しくは町内に活動拠点を有する団体
- (2) その他、町長が適当と認める者

(使用者の許可等)

**第5条** 男女共同参画センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、男女共同参画センターを使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 政治的若しくは、宗教的活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

**第6条** 使用料は、別表に定める額とする。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用の7日前までに使用の取りやめを申し出たとき。
- (2) 災害、その他やむを得ない理由により、使用することができないとき。
- (3) 使用者の責めに帰さない理由により、使用することができないとき。

(使用料の免除)

**第7条** 町長は、公益上特に必要と認めるときは、前条第1項に定める使用料を免除することができる。

(損害賠償)

**第8条** 使用者は、男女共同参画センターの建物をき損し、若しくは滅失したときは速やかにこれを原状に復するか、又は町長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

**第9条** 男女共同参画センターの運営を円滑にするため益城町男女共同参画センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、10人以内とし、町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、益城町働く婦人の家設置及び管理に関する条例（昭和61年益城町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年6月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

男女共同参画センター使用料

名称	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間につき)	備考
軽運動室	500円	100円	町外者の使用の場合は、倍額の料金とする。
調理室	500円	100円	
大講習室	400円	100円	
小講習室	300円	100円	
和室	400円	100円	

注1 使用料は、午前、午後、夜間ごとで4時間を限度とする。

2 使用料は、消費税を含んだ金額とする。

○益城町公民館条例

昭和39年3月16日条例第7号

改正

昭和43年12月26日条例第25号  
昭和44年12月23日条例第31号  
昭和47年3月21日条例第8号  
昭和52年6月17日条例第8号  
昭和52年12月26日条例第20号  
昭和56年3月16日条例第6号  
昭和56年12月23日条例第26号  
昭和58年9月19日条例第21号  
昭和59年6月15日条例第11号  
昭和62年7月2日条例第10号  
昭和62年11月12日条例第21号  
平成元年3月20日条例第14号  
平成6年12月26日条例第23号  
平成9年3月18日条例第6号  
平成12年3月22日条例第4号  
平成15年3月18日条例第7号  
平成15年6月23日条例第14号  
平成17年3月17日条例第4号  
平成22年3月17日条例第2号  
平成24年3月16日条例第3号  
平成25年3月13日条例第9号

益城町公民館条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 公民館は、益城町公民館と称し、益城町大字宮園708番地の1に置く。

(分館)

**第3条** 益城町公民館に、分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町公民館飯野分館	益城町大字砥川1735番地 1
〃 広安分館	〃 大字惣領1470番地
〃 津森分館	〃 大字上陳363番地 1
〃 福田分館	〃 大字福原1974番地

(公民館運営審議会)

**第4条** 社会教育法第29条第1項の規定に基づき、益城町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとする。

3 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(利用の制限)

**第5条** 教育委員会は、正当の理由があつて公民館に入場しようとする者に対して、その入場を拒み若しくは退場を命じてはならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、公民館への入場を拒み若しくは退場を命ずることができる。

(1) 秩序または風俗を乱し、または乱すおそれがあると認める者

(2) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品を携帯する者

(3) 係員の指示に従わない者

(使用の許可)

**第6条** 公民館を使用（入場を含まない。以下同じ。）しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、公民館の事業に関し使用しようとする者に対しては、拒むにたる正当の理由がなければ公民館の使用を許可しなければならない。

3 教育委員会は、公民館の事業以外の事由により使用しようとする者に対しては、次に掲げる場

合にその使用を許可できるものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体、公共団体または公共的団体において公用または公共用に供するため必要と認められた場合
- (2) 災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合
- (3) 公民館を利用する者のため、食堂を設置する場合
- (4) 公共目的のため行なわれる講習会、研究会等の用に使用させる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公益上特に認める場合

4 次の各号の一に該当するときは、教育委員会は、公民館の使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 公民館の運営上支障を生ずるとき。

5 教育委員会は、第1項の許可をするに当たっては、使用の目的、施設、期間及び使用料、原状回復義務その他公民館管理上必要な使用条件を付することができる。

(使用期間)

**第7条** 公民館は、引き続き2日以上使用することができない。ただし、教育委員会が特別の必要を認めるとき、または公民館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

**第8条** 使用者は、別表第1及び別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

ただし、益城町公民館広安分館の利用者は、益城町保健福祉センター条例（平成25年益城町条例第11号）第9条に規定する使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項第3号に該当して使用する場合は、別に定めるところによる。

3 前2項の使用料は、前納とする。

4 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 第6条第3項第1号に該当して使用するとき。
- (2) 町長が、公益上特に必要と認めるとき。

5 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者が使用者の責に帰することができない理由により使用できないとき、または使用の2日前までに許可の取り消し、または変更を申し出て町長が相当の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。



(目的外使用等の禁止)

**第9条** 使用者は、公民館を、許可を受けた目的以外に使用し、若しくは利用又はその使用若しくは利用する地位を譲渡し、または転貸することができない。

(許可の取消し)

**第10条** 教育委員会は、使用者または、利用者が次の各号の一に該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、または退去させることができる。

- (1) 法令、条例または規則に違反するとき。
- (2) 第6条第4項各号に該当する事由が発生したとき。
- (3) 第6条第5項に基づく使用条件に違反したとき。

(損害賠償)

**第11条** 公民館を使用または利用する者は、その使用若しくは利用中に施設を損傷し、または滅失した場合において、原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

2 町は、前条各号に掲げる事由に該当して行なった使用若しくは利用の取り消しまたは変更によって使用者がこうむった損害について、賠償の責を負わない。

(過料)

**第12条** 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 使用期間を終って、正当の事由がなく使用を続ける者
- (2) 第5条第2項の規定に基づき退場を命じたにもかかわらず、退場しない者
- (3) 第10条の規定に基づき使用または利用の許可を取り消し、または退場を命じたにもかかわらず、使用または利用を続ける者
- (4) 正当の理由なく原状回復をしない者

2 詐欺その他不正の行為により第8条の使用料の徴収を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者には、5万円以下の過料を科することができる。

(社会教育委員)

**第13条** 社会教育委員は、審議会の委員をもって充てる。

(委託)

**第14条** 公民館分館の管理については、委託することができる。

2 公民館に嘱託員を置くことができる。

(雑則)

**第15条** この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 益城町公民館条例（昭和29年益城町条例第30号）は廃止する。

**附 則**（昭和43年12月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和44年12月23日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月21日条例第8号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年6月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和52年12月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年3月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年12月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和58年9月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年6月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年7月2日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年11月12日条例第21号）

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

**附 則**（平成元年3月20日条例第14号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第6号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第4号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月17日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月16日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の表の改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第1項及び別表第1の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第1（第8条関係）**

公民館使用料

名称	施設使用料	冷暖房使用料	備考
----	-------	--------	----

	昼間	夜間	(1回につき)	
益城町公民館講堂	1,000円	1,500円	1,000円	町民以外は倍額とする。
同上 大研修室	500円	700円	500円	
同上 小研修室	300円	500円	300円	
同上 飯野分館	300円	500円		
同上 広安分館	—	—		
同上 津森分館	300円	500円		
同上 福田分館	300円	500円		

注1 昼間とは午前8時30分から午後5時までとし、夜間とは午後5時から午後10時までとする。

2 使用料は、消費税を含んだ金額とする。

別表第2 (第8条関係)

陶芸窯使用料

焼き方	金額	備考
素焼き (約7時間)	1,500円	町民以外は倍額とする。
本焼き (約13時間)	3,000円	

社会教育法

発令 : 昭和24年6月10日号外法律第207号

最終改正 : 平成29年3月31日号外法律第5号

改正内容 : 平成29年3月31日号外法律第5号[平成29年4月1日]

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○益城町地域ふれあい交流館条例

平成22年 3月17日 条例第 7号

益城町地域ふれあい交流館条例

(設置)

**第 1 条** 地域社会のふれあいと連携を図り、もって住民の福祉の向上に資するため、益城町地域ふれあい交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(位置)

**第 2 条** 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町地域ふれあい交流館	益城町大字福原798番地 1

(用途)

**第 3 条** 交流館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用途に供するものとする。

- (1) 地域住民の交流活動及び推進に関する事業
- (2) 前号に関するもののほか、町長が必要と認める事業

(使用者の許可等)

**第 4 条** 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、交流館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 交流館設置の目的に反すると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(使用者の範囲)

**第 5 条** 前条の使用の許可を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) その他町長が認める者

(使用者の遵守事項)

**第 6 条** 第 4 条で定める使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) その他町長が定めること。

(許可の取り消し等)

**第7条** 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。この場合使用者に損害が生じても、町はその責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条に該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(使用料)

**第8条** 交流館の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の許可の際に全額を納めなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、公益上特に必要と認めるものについては、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第9条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第4条第2項第4号の規定により使用許可が取り消されたことにより交流館の使用ができないとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由により交流館の使用ができないとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(損害賠償)

**第10条** 使用者は、交流館の施設及び附帯設備の器具等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

地域ふれあい交流館使用料等

区分	施設使用料 (1時間につき)	冷暖房使用料 (1時間につき)
1室	100円	100円
備考 使用料は、消費税を含んだ金額とする。		